

会議の名称	総務委員会 協 議 会	開催月日・令和6年3月18日 開会時間・午前・午後2時16分 閉会時間・午前・午後2時53分
出席者	南谷 佳寛 近藤 伸二 安藤 誠 安井 智子 後藤 國弘 花村 隆	
欠席者		
オブザーバー	議長 藤川 貴雄	
傍聴者	河崎 周平 南谷 清司 原 一郎 一般傍聴人1人	
説明のために出席した者	石黒副市長、吉村市長室長、青木危機管理担当部長、橋本総務部長、山並企画部長、伊藤市民協働部長、堀市民部長、三輪健福祉部長、横山子育て・健幸担当部長、加藤産業振興部長、園部会計管理者、奥田消防長、今井田教育委員会事務局長、山内監査委員事務局長 浅野危機管理課長、田島危機管理課長補佐、太田総務課長、浅井管財課長、入山庁舎管理担当課長、立松管財課長補佐、岩田職員課長、林財務課長、中島財務課長補佐、柴田スポーツ推進課長、中尾スポーツ推進課係長、大野市民課長、岩田市民課主幹、木村福祉課長、田中福祉課長補佐、伊藤高齢福祉課長、熊崎子育て・健幸課長、國井子育て・健幸課長、赤嶺子育て・健幸課長補佐、高田新型コロナワクチン対策室長、安田農政課長、渡邊会計課長、森消防次長、坂消防総務課長、今井田消防総務課主幹、入江予防課長、小川教育政策課長、渡辺監査委員事務局課長 堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	

協 議 事 項	1 付託案件の審査
	議第 9 号 羽島市監査委員条例の一部を改正する条例について
	議第 10 号 羽島市不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例について
	議第 11 号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う羽島市職員の給与に関する条例等の特例に関する条例を廃止する条例について
	議第 12 号 羽島市職員の給与に関する条例及び羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 13 号 羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
	議第 16 号 羽島市手数料条例の一部を改正する条例について
	議第 25 号 命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例について
	議第 28 号 羽島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 29 号 羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
	議第 31 号 令和 5 年度羽島市一般会計補正予算 (第 10 号)
議第 33 号 工事請負契約の締結について	

【開会=午後 1 時 30 分】

南谷佳寛委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。
本日の委員会に議員のほか、傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしくお願いいたします。
本委員会に付託されました議案については、タブレット端末に格納、お手元に配布したとおりであります。既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。その前に委員長からお願いしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いいたします。委員におかれましては、極力一問一答で質疑をお願いいたします。また、執行部におかれましては、発言する前には挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。なお、発言時は着座にて発言いただいで構いません。
最初に「議第 31 号 令和 5 年度羽島市一般会計補正予算（第 10 号）」を議題といたします。質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。

花村委員

補正予算（第 10 号）の質疑を行います。181 ページ歳出、3 款 1 項 1 目、障害児福祉対策費についてお尋ねいたします。消費税の課税の仕方で、改めることになった経緯について説明してください。また、市内ではどれだけの事業者あるいは事業について新たに消費税の課税となりましたか。

福祉課長

令和 5 年 10 月に国より障害者相談支援事業について消費税の課税対象であることが周知されたため、その他の障害関係の委託事業についても消費税の取り扱いを確認いたしました。その結果、羽島市発達支援センター運営事業について、県への確認や障害者相談支援事業に類する事業であることを踏まえて、課税であると判断しました。障害者相談支援事業以外の障害関係で、新たに課税対象となったのは 1 事業者となります。

花村委員

同じ 181 ページの 3 款 2 項 3 目、子どものための教育・保育給付費についてお尋ねいたします。支給額算定の対象となる児童数、そして給付の目的はどういったことですか。

子育て・健幸課

本給付費の支給額算定の対象となる児童数は延べ 1 万

長	7,187人、月平均で1,432人となります。この子どものための教育・保育給付費は子どもの健やかな成長のため、在籍する児童数やクラス年齢等に応じて国が定める公定価格に基づき園の運営費用として保育園や認定こども園等に支払われる費用となります。そのため、直接的に各家庭に支払われる給付ではありませんが、各施設において、保育士等の処遇改善等に充てられることにより、充実した質の高い保育等につながり、その恩恵を各児童が享受することで、子どもの健やかな成長に資する側面を持った費用であると考えております。
南谷佳寛委員長	他にございませんか。 (発言なし)
南谷佳寛委員長	質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。 (討論なし)
南谷佳寛委員長	討論を終わります。 採決を行います。議第31号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (異議なし)
南谷佳寛委員長	ご異議なしと認め、議第31号は原案のとおり可決することに決しました。 ここで関係者以外は退席していただいて結構です。 (関係者以外退席)
南谷佳寛委員長	次に議第9号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。
花村委員	第5条、例月現金検査についての質疑を行います。例月現金出納検査の例日を毎月25日(この日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときはその翌日)から羽島市の休日を定める条例に規定する日の休日に当たるときと改正することにより、例月現金出納検査の日はどのように変わりますか。

監査課長	例月現金出納検査の日は今までと変更はありません。
南谷佳寛委員長	他にございませんか。 (発言なし)
南谷佳寛委員長	質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。 (討論なし)
南谷佳寛委員長	討論を終わります。 採決を行います。議第9号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (異議なし)
南谷佳寛委員長	ご異議なしと認め、議第9号は原案のとおり可決することに決しました。 次に議第10号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。
花村委員	第5条における対策責任者とは誰を指しますか。
危機管理課長	課長のほか、主幹など課長級の職員でございます。
花村委員	氏名の公表の仕方はどのように考えていますか。
危機管理課長	本庁舎北側に設置の羽島市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場への掲示を予定しています。
南谷佳寛委員長	他にございませんか。 (発言なし)
南谷佳寛委員長	質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。

花村委員	<p>ここで氏名の公表をするという規定まで設けられております。これは行き過ぎではないかと思っておりますので、この条例の改正に反対をするものです。問題があれば警察案件になり、そして新聞に掲載されるという事件も発生いたしますが、羽島市から氏名の公表をするべきではないと考え、反対いたします。</p>
南谷佳寛委員長	<p>討論を終わります。 採決を行います。議第 10 号は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p>(挙手多数)</p>
南谷佳寛委員長	<p>挙手多数であります。よって、議第 10 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に議第 11 号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p>
花村委員	<p>附則の経過措置ですけど、この第 3 項の規定による休日は何月何日、いつですか。</p>
職員課長	<p>附則第 3 項の規定による休日につきましては、昭和天皇の大喪の礼の行われる日としまして、平成元年 2 月 24 日を休日としたものでございます。以上です。</p>
南谷佳寛委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>採決を行います。議第 11 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 11 号は原案のとおり可決するこ</p>

	<p>とに決しました。</p> <p>次に議第 12 号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p>
花村委員	<p>第 10 条の 4 における市の規定で定める期間とは何日間ですか。</p>
職員課長	<p>第 10 条の 4 における市の規則で定める期間につきましては、月 10 日を超える在宅勤務が 3 カ月以上継続する期間を予定しております。</p>
花村委員	<p>現在の在宅勤務の実施状況はどのようになっているか、そして、この手当支給に該当する職員はいるのかどうか。報告をしてください。</p>
職員課長	<p>最近の在宅勤務の実施状況としましては、主に職員本人やその家族が、インフルエンザや新型コロナ等の罹患時における感染防止などへの対応として実施しております。手当支給の対象者につきましては、手当の支給の対象となる期間が長期にわたることから、仮に現在の在宅勤務の実施状況を照らし合わせますと、支給対象となる職員の該当はありません。</p>
南谷佳寛委員長	<p>他にはございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第 12 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 12 号は原案のとおり可決することに決しました。</p>

花村委員	<p>次に議第 13 号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p>
職員課長	<p>フルタイムとパートタイム両会計年度任用職員の勤勉手当はどういった勤務をするフルタイムとパートタイムの会計年度任用職員が対象ですか。それに対して、いくら支給されるものですか。</p>
花村委員	<p>本市におきましては、フルタイムの会計年度任用職員はおりませんので、パートタイムの会計年度任用職員についてお答えさせていただきます。勤勉手当の支給対象としましては、現在、期末手当を支給しております、いわゆる月給の会計年度任用職員で、具体的には週 15 時間 30 分以上勤務、雇用期間 6 月以上の社会保険加入者が主な対象となる者でございます。勤勉手当の支給月数につきましては、一般職員の支給割合に準じ、6 月及び 12 月に支給する勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.025 月分を予定しております。</p>
職員課長	<p>第 2 条の非常勤職員の定義はどういったことか、そしてどういった働き方をする人を指しておりますか。</p>
花村委員	<p>第 2 条の非常勤職員につきましては、会計年度任用職員、臨時的任用職員等の臨時非常勤の勤務形態にて勤務する職員でございます。会計年度任用職員は一般職の非常勤職員で、1 会計年度を超えない範囲内で任用され、フルタイムとパートタイムの職に分類されます。常時勤務を要する職とは、職務の内容や性質が異なりますが、服務及び懲戒、給付、勤務時間及び休暇など、常勤職員と同様に地方公務員法が適用される職員でございます。</p> <p>次に臨時的任用職員については、常時勤務を要する職に欠員が生じた場合、緊急のとき、臨時の職など正式任用の手続きを経るいとまがないときにその例外として認められ、勤務時間は、常勤職員と同じフルタイムで任用される職員でございます。</p>
職員課長	<p>先ほど勤勉手当の支給についてお尋ねしましたけど、期末手当についてもどれだけ支払われるものなののかについて報告をしてください。</p>
職員課長	<p>期末手当の支給月数につきましては、6 月及び 12 月に支</p>

	給する手当の割合をそれぞれ1月分としております。
花村委員	この第3条で育児休業をしている職員についての改正点は何ですか。
職員課長	第3条の育児休業をしている職員についての改正点につきましては、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴いまして、育児休業している職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含める内容の改正を行うものでございます。
南谷佳寛委員長	他にございませんか。 (発言なし)
南谷佳寛委員長	質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。 (討論なし)
南谷佳寛委員長	討論を終わります。 採決を行います。議第13号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。 (異議なし)
南谷佳寛委員長	ご異議なしと認め、議第13号は原案のとおり可決することと決しました。 次に議第16号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。
花村委員	多機能端末による証明書の交付は令和5年2月1日からこれまで何枚ありましたか。その枚数は、全体の発行に対してどれだけの割合ですか。
市民課長	令和5年2月1日から令和6年2月29日までの多機能端末による証明発行枚数は1万7,127枚、全体の26.3%となっております。
花村委員	この改正による羽島市手数料収入の影響額はいくらと見

	<p>込まれていますか。</p>
市民課長	<p>令和5年2月1日から令和6年2月29日までのコンビニ交付支払い手数料につきましては、1枚につき100円減額としており、171万2,700円の収入減となります。</p>
花村委員	<p>この関係で、システム使用料、コンビニに支払われる手数料など、多機能端末による発行に伴う羽島市の支出は年間どれだけになりますか。</p>
市民課長	<p>令和6年度予算の見込みでお答えさせていただきます。コンビニ交付に係る主な経費といたしましては、地方公共団体情報システム機構への証明交付センター運営負担金として272万8,000円。システムベンダーへのシステム使用料として763万2,295円。コンビニ事業者への証明発行手数料として164万5,020円の合計1,200万5,315円を予算計上しております。</p>
花村委員	<p>高圧ガスの関係でお尋ねいたします。市内に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の許可を受けたLPガス運搬車はありますか。</p>
消防予防課長	<p>現時点ではございません。</p>
南谷佳寛委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第16号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>ご異議なしと認め、議第16号は原案のとおり可決するこ</p>

後藤國弘委員	<p>とに決しました。</p> <p>次に議第 25 号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p> <p>命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例についてお聞きしたいと思います。本条例は防災減災について自助、共助、公助それぞれの立場での役割を明記しておりますが、他市町の防災基本条例を見ますと、公助の部分はもう少し厚かったような気がします。今回、自助、共助の部分の役割はボリュームを持って明記してありますけども、公助の部分の明記がいささか少ないような気がします。どうしてなのかお聞きします。</p>
危機管理課長	<p>条例案の作成にあたり、羽島市防災会議に羽島市防災会議条例専門部会を設置し、意見を聞いて進めてまいりました。条例専門部会の防災を意識を高めるだけではなく、防災効果をいかに確保するののかという考えに基づき、被災したことを想定し、災害に遭ったそのとき、どうしたらよいのか。災害に遭う前にどうしておけばよかったかを考えていただくワークショップを構成いたしました。ワークショップには 1,376 人が参加され、8,000 件を超える意見があり、約 8 割が自助に関するものでした。この結果を受け、条例専門部会にて市が取り組むべき公助は災害対策基本法に基づき策定する羽島市地域防災計画に網羅されていることも含め、本条例は自助と共助を主とし、公助は自助と共助を市が支援するという観点でのみ取り上げる方針となったためでございます。</p>
後藤國弘委員	<p>次に条例の見直しについて、第 10 条の部分ですけど、新たな知恵が生まれたとき等は必要に応じて条例の規定の見直しをする、こういうふうに書いてあります。これについて説明をお願いします。</p>
危機管理課長	<p>平成 30 年 7 月豪雨で、自分で避難を判断し、命は自身で守ることということが水害の新たな教訓として得られたように、今後発生する大規模な災害により、新たな教訓が得られた場合や市民の参画による防災の取り組みの中から新たな知恵が生まれた場合に条例を改正することを想定しています。</p>
後藤國弘委員	<p>新たな知恵が生まれたときに条例を改正すること</p>

	<p>であります。11条の部分をお聞きしたいと思います。この条例の施行に関して必要な事項は別に定めるとありますが、どういうことなのかお聞きします。</p>
危機管理課長	<p>委任については条例の条項をより詳細に定める場合などに、条例の改正を行わず、別途定めることを想定し、あらかじめ規定しておくものです。</p>
花村委員	<p>前文の下から9行目に積極的に防災及び減災活動に参加することを求めています。防災減災活動は具体的にはどういった活動を指しますか。</p>
危機管理課長	<p>本条例の各号に規定された取り組みでございます。市民が行う自助であれば、地震に対する建物の安全性の確保や備蓄、防災訓練などへの参加でございます。</p>
花村委員	<p>第3条、市民の自助（2）で所有する建物などの液状化に対する対策を講じることを求めていますけど、既に建っている建物などの液状化対策は可能ですか。</p>
危機管理課長	<p>既存の建物においても施工可能な液状化対策がございます。詳しくは建築士などの専門家にご相談いただくことになります。</p>
花村委員	<p>次に第5条の通勤、通学者の自助についてお尋ねいたします。第8条、事業者の共助が規定されております。通勤、通学者及び事業者へのこの条例の周知はどのようにする考えですか。</p>
危機管理課長	<p>市ホームページでの周知のほか、通学者については羽島高校、岐阜県立看護大学を想定しておりますので、学校を通じて周知をいたします。事業者につきましては商工会議所を通じて周知し、事業者から通勤者への啓発を想定しています。</p>
花村委員	<p>第7条、地域コミュニティの共助（4）では、災害の教訓等に関する資料の保存を求めていますけど、この趣旨はどういったことですか。</p>
危機管理課長	<p>市が保存する資料は市全体の被害などであるため、地域でのより詳細な災害を伝承いただきたいと思います。</p>

南谷佳寛委員長	<p>一例としまして、竹鼻南コミュニティセンターでは竹鼻南地区 51 年災害を伝えるマップを作成し、コミュニティでの周知を図っていただいているところでございます。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第 25 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 25 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に議第 28 号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p>
後藤國弘委員	<p>羽島市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてお聞きしたいと思います。今回の改正につきましては、今まで消防団員が 420 名としていたのを、今回、基本団員と機能別消防団員の定員を明確化するということでもありますけど、今後増えていく機能別消防団員いわゆる大規模災害団員等々に関してはある程度余裕を持たせた方がいいと私自身は思っていますが、消防団員 420 名とざっくりとした形が良かったのではないかなと思っておりますけど、今回明確化したその理由についてお聞きいたします。</p>
消防総務課長	<p>本条例改正につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令第 4 条に規定する消防団員の定員を明確にすることを目的として行っております。消防団員の退職報償金の掛金につきましては当該政令により定められており、掛金の算出方法につきましては各自治体</p>

	<p>の条例に定められた定員により算出されております。このことから、大規模災害消防団員 66 人を除いた 354 人が退職報償金の対象となるよう条例で明確化するものでございます。</p>
花村委員	<p>お話あったように、団員の定員が 420 人、そのうち基本消防団員定員が 334 人、機能別消防団員は 86 人とし、機能別消防団員のうち、火災予防啓発消防団員の定数は 20 人、大規模災害消防団員の定数は 66 人とする条例改正案ですけど、現状でそれぞれの定員は満たしておりますか。</p>
消防総務課長	<p>本日付の消防団員数でお答えいたします。全消防団員は 382 人で 38 人の不足でございます。内訳といたしましては、基本消防団員が 324 人で 10 人の不足、火災予防啓発消防団員が 17 人で 3 人の不足、大規模災害消防団員が 41 人で、25 人の不足でございます。</p>
花村委員	<p>その中で、大規模災害消防団員はどういったかたがたにお願いしておりますか。</p>
消防総務課長	<p>大規模災害消防団員への入団案内につきましては、主に消防業務に精通している消防職団員の退職者を対象に声掛けを行っております。</p>
南谷佳寛委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第 28 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 28 号は原案のとおり可決するこ</p>

	<p>とに決しました。</p> <p>次に議第 29 号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p>
花村委員	<p>近年、羽島市消防で、羽島市消防団員対して補償基礎額表に基づいて補償を実施したことはありますか。</p>
消防総務課長	<p>過去 5 年間に於いて補償基礎額に基づく補償の実績はございません。</p>
南谷佳寛委員長	<p>他にございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第 29 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷佳寛委員	<p>ご異議なしと認め、議第 29 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に議第 33 号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p>
花村委員	<p>予定価格をお尋ねいたします。</p>
管財課長	<p>消費税相当額を除いた予定価格は 5 億 1,338 万円でございます。以上です。</p>
花村委員	<p>予定価格に対する落札金額の割合はどれだけですか。</p>
管財課長	<p>落札率は 99.926%でございます。</p>
花村委員	<p>設計金額の決定のために見積もりを徴取したのは何社か</p>

	らですか。
管財課長	市が委託した解体工事設計業者において、解体工事に係る設計金額を算出するにあたり、市場における実勢価格を把握する項目がある場合には、3社からその項目に係る金額に対する見積書を徴取しております。
花村委員	工期はいつからいつまでですか。
管財課長	本契約締結の翌日から450日となっております。
南谷佳寛委員長	他にございませんか。
	(発言なし)
南谷佳寛委員長	質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。
花村委員	羽島市役所旧庁舎は最近もNHK教育テレビで設計者である坂倉準三の半生を、坂倉氏が数々設計した建築が紹介される中、羽島市役所旧本庁舎も紹介されました。建築の専門家も日本の重要文化財となり得るポテンシャルを持った建物であると言われております。岐阜県内では、この時代の建築物としては県下一の価値があると言われております。こういった貴重な建物を取り壊してしまうことは認められませんので、議第33号に反対します。
近藤委員	議第33号 工事請負契約の締結について反対の意見を述べさせていただきます。解体について様々な意見がありまして、また入札の関係も様々な意見があり、未だに今日も特別委員会ではいろんな議論がありました。まだ一部に全く平行線と言いますか、説明に対して理解が得られていないということで、そういった意味で先ほども別の委員が坂倉事務所の関係も言われましたけど、それも既に何回かいろんな場で話を聞いたり、いろんな説明を聞いても未だに、先ほども言いましたけど、解体までの経緯、それから入札の関係、そういったものがまだまだ未だに意見が出ていることは大変残念だと思います。だから、私どもとしては、こういった仕事は我々議員が理解できるように今後とも取り組んでいただきたいということで、今回の工事請負契約

南谷佳寛委員長	<p>締結については反対をいたします。</p> <p>他にありますか。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第 33 号は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p>(挙手多数)</p>
南谷佳寛委員長	<p>挙手多数であります。よって議第 33 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。これをもちまして総務委員会を終了いたします。</p> <p>なお、委員長報告についてはご一任願います。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">【委員会終了＝午後 2 時 50 分】</p> <p style="text-align: right;">【協議会開会＝午後 2 時 50 分】</p>
南谷佳寛委員長	<p>続いて協議会を開催いたします。執行部からの報告をお願いいたします。</p>
財務課長	<p>3 月末での専決処分について、この場をお借りしてお願いいたします。本定例会に提出いたしました令和 5 年度補正予算案につきましては、1 月末現在で調整を行ったものでございます。従いまして、今後 3 月末までに確定いたします地方交付税、譲与税、交付金などの補正につきまして、例年通り 3 月末日付けで専決処分をさせていただきたくお願い申し上げるものでございます。よろしくお願い申し上げます。</p>
南谷佳寛委員長	<p>関係者以外のかたは退席いただいて結構です。</p> <p>(関係者以外退席)</p>
南谷佳寛委員長	<p>次に当委員会として、市民との意見交換会を行った結果</p>

南谷佳寛委員長	<p>についてお手元にお配りしております。委員長において議長に報告いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ではそのように報告いたします。</p> <p>以上で総務委員会協議会を終了いたします。本日はご苦労様でございました。</p> <p style="text-align: right;">【協議会終了=午後2時53分】</p>
---------	---